

令和元年6月吉日

各 位

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター

会長 松尾 正彦

令和元年度第2回講演会開催のご案内

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターでは、食品・バイオ及び関連産業における知的財産権制度の普及と知識の向上を図ることを目的に、種々の事業活動を推進しております。その一環として特許(実用新案)、意匠、商標、及びその他の知的財産権に関する問題にスポットを当て、毎年数回の講演会を企画し、実施しております。

令和元年度第2回講演会は、中村合同特許法律事務所パートナー 弁護士・弁理士の高石秀樹先生を講師にお招きし、「**特許法上の諸論点と、『課題』の一気通貫**」と題してご講演いただきます。ご講演の内容は次の通りです。

「特許法上の諸論点は何れも発明の『課題』が重要な考慮要素であるところ、特許権者にとって発明の課題を上位概念で(抽象的に、低いレベルで)捉えることが有利であるか、下位概念で(具体的に、高いレベルで)捉えることが有利であるかは、論点毎に異なる。そこで、①特許法上の各論点における発明の『課題』の位置付けを検討し、②最近10年間の裁判例が大きく変動しているサポート要件に関する裁判例を検討し、傾向を考察する。また、③知財高判(大合議)平成28年(行ケ)第10182号『ピリミジン誘導体』事件が、サポート要件を判断する際の発明の『課題』と、進歩性を判断する際の発明の『課題』との関係について言及しており、サポート要件についての裁判所における判断傾向が変化した契機となったと目されることから、同判決を考察する。最後に、④特許実務家としての出願・主張方針を考察する。」**★この講演は、平成31年2月20日に弁理士会関東支部で行った2時間の講演内容を敷衍するとともに、質疑応答を行い、意見交換をしながら進めることを想定しています。≫**

講師のご紹介は、末尾に添付しておりますので、ご覧ください。

今回のテーマは、知的財産部門の方々に限らず、研究開発部門等のみなさまにも非常に参考になるものと存じますので、是非、この機会をご活用いただきたく、関係部署の方々へもご回覧のうえ、多数ご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

主催:一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター
協賛:一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
協賛:一般社団法人 日本デザイン保護協会

《日本弁理士会会員の皆様へ》

(一社)日本食品・バイオ知的財産権センターは、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。

本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。

本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として2.5単位が認められる予定です。

記

1. 日 時 令和元年7月4日(木)13時30分～16時30分

2. 会 場 仏教伝道センタービル 会議室（8階：和の間）

〒108 - 0014 東京都港区芝4丁目3-14

※ 会場の所在地は下記の地図をご参照ください

※ また、会場へのお問い合わせ、連絡等は、厳にご遠慮ください。

3. テーマ 「特許法上の諸論点と、『課題』の一气通貫」

4. 講 師

中村合同特許法律事務所パートナー 弁護士・弁理士

高石 秀樹 氏

5. 申込方法

令和元年6月20日(木)までに添付の申込書(Excel ファイル)により下記へメールにてお申し込み下さい。折り返し受講票と請求書をお送り致します。

※申込書は、PDF ファイル等に変換せず、必ず Excel ファイルのままでお送りください。

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター 事務局

〒105-0014 東京都港区芝 2-5-24 芝 MARビル 4F TEL 03-3769-5221

申込メールアドレス seminar-c@jafbic.jp

※従来とアドレスが異なりますので、ご注意ください。

なお、電子メールの件名は、『令和元年度 第2回講演会受講申込メール』としてください。

6. 受講料(1名につき)

会員・協賛協会会員 7,000円(消費税込み)

一 般 10,000円(消費税込み)

※1: 請求書は受講者各人ごとに発行し、連絡担当者様宛へ郵送致します。必ず、請求書記載の振込期限日までに、同じく請求書に記載されている銀行口座にお振込ください。

※2: 受講料の振込に伴う振込手数料は、お申込人様にてご負担ください。

※3: 振込期限日までに振込できない場合等、請求書に関するお問い合わせ・ご連絡は、JAFBIC 事務局宛(03-3769-5221、seminar-c@jafbic.jp)にお願いいたします。

7. 懇親会について

講演会終了後、懇親会を予定しております。お時間のある方はご参加下さい。

17時頃より1時間半程度、参加費 5,000円

参加ご希望の方は併せてお申込み下さい。

なお、止むを得ず欠席となる場合には、講演会、懇親会とも7月2日(火)の17時までに事務局宛にご連絡をお願いします。ご連絡を頂けなかった場合には、それぞれ受講料、懇親会費をご負担頂きますので、悪しからずご了承のほど、お願い申し上げます。

8. その他

※1 参加申込み時に申込書にご記入いただく、お名前、所属部署、メールアドレス、電話番号等の個人情報につきましては、本講演会の運営目的以外には使用いたしません。

※2 本講演会に関する会場施設へのお問い合わせ、連絡等は、厳にご遠慮ください。

9. お問い合わせ先

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター 事務局

〒105-0014 東京都港区芝2-5-24 芝MARビル 4F

TEL 03-3769-5221 申込メールアドレス seminar-c@jafbic.jp

首都高速出口(芝公園)

首都高速道路

交番

セレスティンホテル

中央三井信託銀行

戸板女子短大

芝小

長谷工ビル

東京女子学園

NNビル

三田いきいきプラザ

地下鉄三田駅A9出口

ファミリーマート

ローソン

SAKAI

至品川

至浜松町・銀座

地下鉄三田駅

芝5丁目交差点

芝四郵便局

森永ビル

三田口

JR田町駅

一方通行

〒108 - 0014 東京都港区芝4丁目3-14

J R田町駅三田口（西口）より徒歩8分

都営地下鉄三田線 都営地下鉄浅草線 三田駅 A9番出口より 徒歩2分

以上

JAFBIC 令和元年度第2回講演会 講師のご紹介

中村合同特許法律事務所パートナー 弁護士・弁理士 高石 秀樹氏



【主なご経歴】

東京工業大学工学部卒業
東京工業大学大学院理工学研究科精密機械工学専攻工学修了
司法試験合格(2000 年)
司法修習終了(2002 年)
弁護士登録(所属 第二東京弁護士会)(2002 年)
中村合同特許法律事務所入所(2002 年)
弁理士登録(2005 年)
デューク大学ロースクール 法学修士(LL.M.)(2010 年)
米国カリフォルニア州弁護士(2011 年)
米国パテント・エージェント試験合格(2011 年)
中村合同特許法律事務所パートナー(2014 年～)

【主な論文】 (2010 年以降)

「『数値限定』 発明の進歩性判断」 パテント誌 2010 年 3 月号 (日本弁理士会)
「特許裁判例事典」(中央経済社、2014 年)
「『発光ダイオードモジュールおよび発光ダイオード光源』(訂正請求)事件」(共著)、「『性的障害の治療におけるフリバンセリンの使用』事件」(共著)、「『カルベジロール』事件」(共著) 知的財産訴訟の現在(有斐閣、2014 年)
「発明の詳細な説明において、実施例と別に一般論として『効果』等を具体的・詳細に記載することの功罪」 パテント別冊(日本弁理士会中央研究所、2014 年 12 月)
実施可能要件とサポート要件との関係(知財管理) (2015. 5)
Transfer of Indirect Infringing Items and Patent Right “Exhaustion” (and Consideration of Licensing Agreements and Claims to Avoid Patent Exhaustion) (2015. 5)
「間接侵害品の譲渡と特許権の『消尽』(＋消尽を回避しうるライセンス契約、クレームの考察)」(パテント) (2015)
「先使用権の裁判例纏め」 (2015)
「[米国] 特許製品の条件付き譲渡／国外譲渡と特許権の消尽(日本との比較)」(知財管理) (2016. 11)
別冊パテント 15 号「進歩性判断における『異質な効果』の意義」(日本弁理士会中央研究所、2016)
「『用途発明』の権利範囲について(直接侵害・間接侵害)」(パテント) (2017. 1)
「特許出願とブラックボックス化」(JMA マネージメント、2017. 10)
「数値限定発明の充足論、明確性要件(複数の測定条件が存在する場合、その他の類型について)」(パテント) (2018. 5)
別冊パテント 19 号「特許法 105 条 1 項の運用状況(「必要性」・「正当な理由」を中心として)」(日本弁理士会中央研究所、2018)